

自動販売機設置事業者募集要項

仙北警察署では、県有施設に飲料水等自動販売機を設置する事業者を募集し、一般競争入札によって決定します。

入札に参加を希望される方は、本募集要項のほか、入札説明書及び仕様書をよく読み、内容を承知した上で参加してください。

1 入札資格要件

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年3月14日秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあっては秋田県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田県内で事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくするこれらの業務を締結し、誠実に履行した実績を有していること。（過去2年の間に自動販売機の行政財産使用許可を受けた事業者を含みます。）
- (6) 自動販売機の設置業務において、国又は地方公共団体の貸付者より、契約義務違反による契約解除を申し渡された者でないこと。
- (7) 秋田県税を滞納していないこと。
- (8) 落札者決定の後、（公社）秋田被害者支援センターと犯罪被害者支援募金に係る協定を結ぶことができる者であること。

2 入札に付する事項等

- (1) 飲料水等自動販売機の設置場所貸付
- (2) 貸付場所及び面積

所在地	設置（貸付）箇所	台数	位置図	貸付面積
仙北市角館町 西野川原34-6	物件番号－仙北1 犯罪被害者支援 募金付自動販売機 庁舎1階風除室	1	別紙「自動 販売機設置 位置図」の とおり	m ² 1.98

※貸付面積には放熱余地、転倒防止器具等、回収ボックス設置部分を含みます。

(3) 貸付期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間（自動更新なし）

3 入札参加申込

入札に参加を希望する者は、入札参加申込書を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければなりません。

(1) 提出期間

令和3年2月8日（月）から令和3年2月22日（月）まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(2) 提出場所

仙北市角館町西野川原34-6

仙北警察署 会計課

(3) 提出書類（提出部数各1部）

提出書類		法人	個人
①	入札参加申込書	○	○
②	住民票及び身分証明書（市町村発行のもの）		○
③	履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）	○	
④	誓約書（設置実績を確認できる書類添付）	○	○
⑤	印鑑証明書	○	○
⑥	秋田県税の滞納の無い旨の証明書	○	○
⑦	設置する自動販売機のカタログ	○	○

※②、③、⑤、⑥については、原則発行後3ヶ月以内の原本とするが、他の県有施設の入札へも参加する場合は、写しでも可とします。

(4) 提出方法

提出期間内に、提出に必要な書類を提出場所に直接持参すること。

4 質問書及び回答について

(1) 受付期間

令和3年2月8日（月）から令和3年2月22日（月）まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(2) 提出方法

質問書（秋田県所定様式）を持参してください。

(3) 質問者への回答

質問者に対し個別に回答します。また、すべての質問事項及び回答をまとめ、令和3年2月26日（金）までに仙北警察署ホームページに掲載します。

5 入札参加資格の確認等

上記3(3)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和3年2月26日(金)までに、申請者あて結果をFAX等により連絡します。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取消します。

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和3年3月2日(火) 午前11時

(2) 場所

仙北市角館町西野川原34-6 仙北警察署 3階 会議室

7 契約

落札者決定後、5日以内に、落札した者と県有財産賃貸借契約を締結します。

8 協定締結(犯罪被害者支援募金付自動販売機)

落札者決定後、速やかに、(公社)秋田被害者支援センターと犯罪被害者支援募金に係る協定を結ぶこととし、募金の額は、売上げの5%以上とする。さらに当該機器において、その旨をステッカー等で周知すること。

9 問合せ先

郵便番号 014-0378

仙北市角館町西野川原34-6

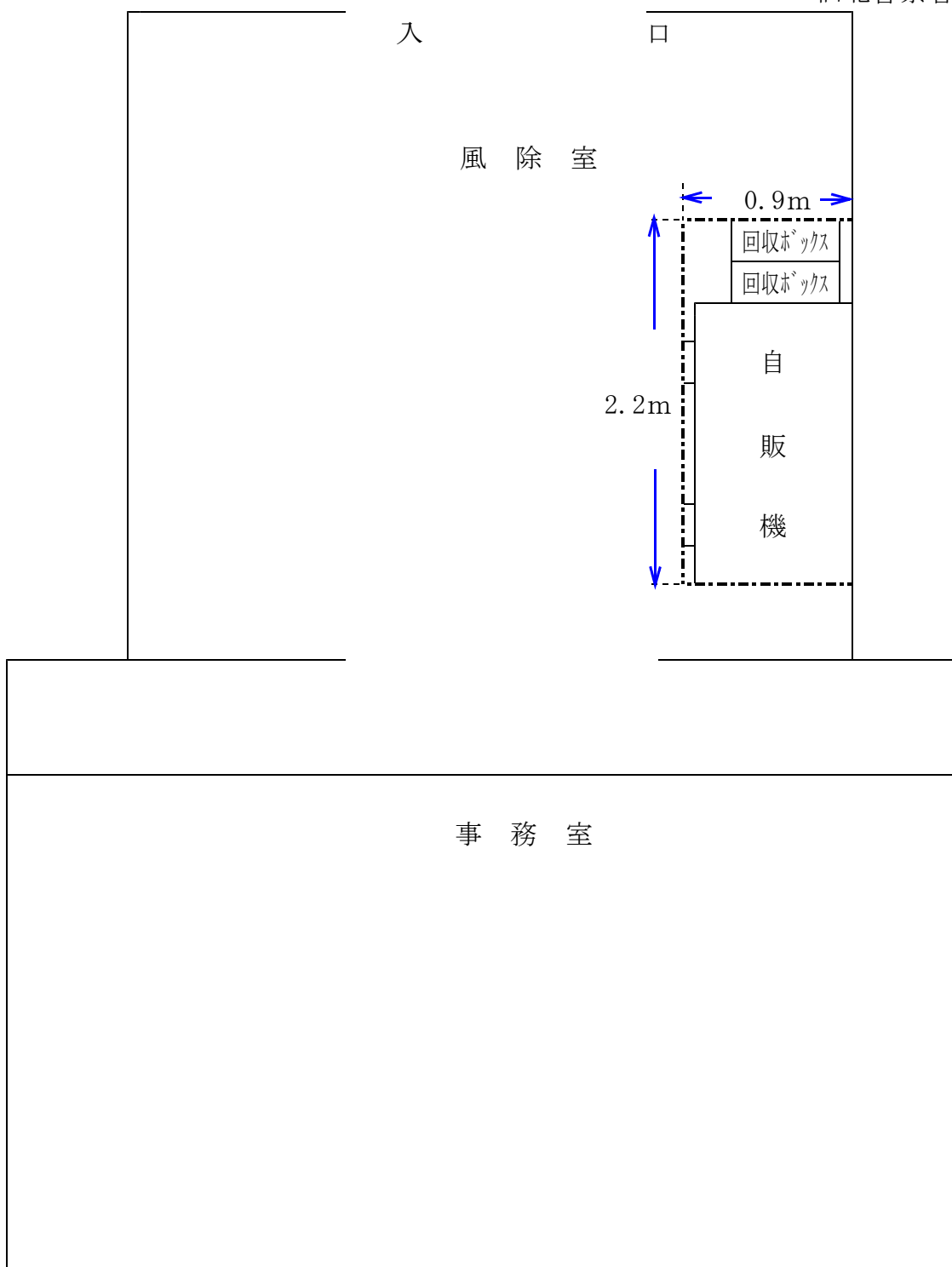
仙北警察署 会計課

TEL: 0187-53-2111

FAX: 0187-53-2111

自動販売機位置図

仙北警察署



飲料水等自動販売機の設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積

所在地	設置（貸付）箇所	台数	位置図	貸付面積
仙北市角館町西野川原34-6	物件番号—仙北1 犯罪被害者支援 募金付自動販売機 庁舎1階風除室	1	別紙「自動 販売機設置 位置図」の とおり	m ² 1.98

※貸付面積には放熱余地、転倒防止器具等、回収ボックス設置部分を含みます。

2 貸付期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間（自動更新なし）

3 設置する自動販売機（飲料）の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

ア 大きさ

別紙位置図のとおり

イ デザイン（外観色を含む。）

周辺環境に配慮したデザイン、外観色とする。

(2) 環境対策（食品系販売機を除く。）

ア 省エネ

「照明の自動点滅・減光」又は「販売傾向」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」、「ゾーンクーリング」、「LED照明」など、現に消費電力量の低減に資する技術等を導入している機種とする。

イ ノンフロン

ノンフロンを冷媒（二酸化炭素又は炭化水素等）として採用したノンフロンタイプの機種とする。

(3) 安全対策

ア 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）、「自動販売機の屋内据付基準」（業界自主基準）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

イ 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

ウ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

- (4) 使用済み容器の回収
- ア 回収ボックスの設置
原則として自動販売機1台に1個以上の割合で自動販売機脇（その他指定する場所）に設置する。
- イ 回収ボックスの規格
- (ア) 素材
プラスチック製又は金属製とする。
- (イ) 容積
回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。
- (ウ) その他
収容済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。
- ウ 使用済み容器の処理
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理する。
- (5) 自動販売機の設置及び管理運営
- ア 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃等を行う。
- イ 設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。
- ウ 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障等の連絡時には即時対応する。
- (6) 社会貢献への取組
施設の特徴に応じて、災害、緊急時対応としてのフリーベンド機能（災害時に自動販売機の中の飲料を無料で提供）、AED（自動体外式除細動器）付きの機種又はユニバーサルデザイン等の付加価値付きの機種を設置することを妨げない。
- (7) 契約協定（犯罪被害者支援募金付自動販売機）
落札者決定の後、（公社）秋田被害者支援センターと犯罪被害者支援募金に係る協定を結ぶこととし、募金の額は、売上げの5%以上とする。さらに当該機器において、その旨をステッカー等で周知すること。
- 4 販売商品の種類等
- (1) 種類
酒類を除く飲料とする。
- (2) 価格
標準販売価格（定価）以上の値段で販売しないこととし、各希望販売価格は標準価格よりも10円以上低い価格とする。
- 5 貸付料
最高落札価格とする。

6 電気料等

設置者が自ら設置したメーター（計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限り。）により計測した使用量に基づき、仙北警察署長が別に定める算出方法により計算した額とする。

7 売上手数料

徴収しない。

8 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。
なお、設置に当たっては秋田県の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して仙北警察署長の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

仙北警察署長の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 仙北警察署長の責に帰することが明らかな場合を除き、仙北警察署長はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

入札説明書

秋田県警察本部では、「飲料水等自動販売機の設置場所貸付」に係る一般競争入札を実施します。

入札に参加する者は、この説明書をよく読み、次の各事項を承知した上で参加してください。

1 入札に付する事項

(1) 飲料水等自動販売機設置のために貸し付ける場所及び面積

所在地	設置（貸付）箇所	台数	位置図	貸付面積
仙北市角館町西野川原34-6	物件番号一仙北1 犯罪被害者支援 募金付自動販売機 庁舎1階風除室	1	別紙「自動 販売機設置 位置図」の とおり	m ² 1.98

※貸付面積には放熱余地、転倒防止器具等、回収ボックス設置部分を含みます。

(2) 貸付期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間（自動更新なし）

(3) 貸付条件等

別添「飲料水等自動販売機の設置場所貸付に係る仕様書」による。

2 入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年3月14日秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあっては秋田県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田県内で事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくするこれらの業務を締結し、誠実に履行した実績を有していること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、国又は地方公共団体の貸付者より、契約義務違反による契約解除を申し渡された者でないこと。
- (7) 秋田県税を滞納していないこと。
- (8) 落札者決定の後、（公社）秋田被害者支援センターと犯罪被害者支援募金に係る協定を結ぶことが出来る者であること。募金の額は、売上げの5%以上とする。さらに当該機器において、その旨をステッカー等で周知すること。

3 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和3年3月2日（火）午前11時

(2) 場所

仙北市角館町西野川原 3 4 - 6

仙北警察署 3階 会議室

4 入札方法等

(1) 入札方法

入札書は封筒に入れ、封筒の表面に件名(「設置公所名」「設置箇所」等)及び住所・氏名を記載してください。

(2) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、貸付期間中の総額とします。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

その際の入札価格は、1(2)に記載した期間の設置が、安定的に継続できるような価格である必要があります。

(3) 代理人による入札

代理人により入札する場合は、委任状を提出してください。

(4) 再度の入札

ア 落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行います。

イ 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、再度の入札の結果、最高の価格の入札者と随意契約に移行するものとします。

(5) その他

ア 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書換え、引換え又は撤回することはできません。

イ 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

5 入札保証金

免除します。

6 無効な入札等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 同一の入札において同一人がした2つ以上の入札(代理の場合も含む。)

ウ 委任状を提出しない代理人のした入札

エ 不正行為による入札

オ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき

カ 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札

キ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札

ク 申請書(添付書類を含む。)に虚偽の記載を行った者の入札

(2) 失格

入札開始時に、入札会場に本人又は代理人が不在の場合は失格とします。失格と

なった者は、再度の入札に参加できません。

7 落札者の決定方法

- (1) 県が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

8 契約

- (1) 別添県有財産賃貸借契約書（標準）のとおりとします。
- (2) 契約保証金は免除します。
- (3) 落札者は決定通知後5日以内に、契約書に記名押印のうえ仙北警察署に提出してください。
- (4) 落札者が契約を締結しない場合（上記(3)の期日までに契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失います。
- (5) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

9 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令16号）及び秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）の定めるところによります。
- (2) 本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはなりません。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合は、現に受けている行政財産使用許可の取消並びに県有財産貸付契約の解除を行うことがあります。

県有財産賃貸借契約書(標準)

貸主 仙北警察署長 佐藤 正志(以下「甲」という。)と借主 ○○○○ ○○○○(以下「乙」という。)とは、次の条項により県有財産の賃貸借契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件が県有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

(賃貸借物件)

第2条 賃貸借物件は、次のとおりとする。

所在地	設置(貸付)箇所	台数	位置図	貸付面積
仙北市角館町西野川原34-6	物件番号-仙北1 犯罪被害者支援 募金付自動販売機 庁舎1階風除室	1	別紙「自動 販売機設置 位置図」の とおり	m ² 1.98

※貸付面積には放熱余地、転倒防止器具等、回収ボックス設置部分を含みます。

(指定用途等)

第3条 乙は、賃貸借物件を自動販売機設置の用途(以下「指定用途」という。)に自ら供しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件を指定用途に供するに当たっては、別紙記載の「自動販売機の設置場所貸付に係る仕様書」を遵守しなければならない。

(賃貸借期間)

第4条 賃貸借期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(契約更新等)

第5条 本契約は、前条に定める契約期間満了時において本契約の更新(更新の請求)は行わず、賃貸借期間の延長も行わないものとする。

(賃貸借料)

第6条 賃貸借料は、金○○○○円(うち消費税額及び地方消費税相当額○○○○円)とする。

2 1年未満の期間に係る賃貸借料の額は、前項に定める賃貸借料総額に基づき日割計算により算定した額とする。

(賃貸借料の支払)

第7条 乙は、甲の発行する納入通知書により、前条に規定する賃貸借料を年度ごとに甲に支払うものとし、各年度の支払額は次のとおりとする。

年度	支払額	うち消費税及び地方消費税相当額
令和3年度	○○○,○○○円	○○,○○○円
令和4年度	○○○,○○○円	○○,○○○円
令和5年度	○○○,○○○円	○○,○○○円

(注 初年度以外の支払額は、賃貸借料を賃貸借期間の総月数で除し、1円未満の端数を切り捨てた額に各年度の月数を乗じた額とし、初年度の支払額は、賃貸借料から初年度以外の支払額の合計額を差し引いた額とする。)

(電気料等及びその支払)

第8条 乙は、設置する自動販売機ごとに電気使用量を計測するメーター(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限り。)を甲の指示するところにより乙の費用で設置するものとする。

2 甲は、前項のメーターにより自動販売機に係る電気使用量を計測し、秋田県が別に定める算出方法により、電気料を計算するものとする。

3 乙が第1項に規定する電気使用量を計測するメーターを設置しない場合は、甲が別途定める方法により電気料を算定するものとする。

4 乙は、甲の発行する納入通知書により、納期限までに、前項の電気料を甲に支払わなければならない。

(費用負担)

第9条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

2 前条第1項に定めるメーターを設置する費用は、乙の負担とする。

(賃貸借物件の引渡し)

第10条 甲は、第4条に定める賃貸借期間の初日に賃貸借物件をその所在する場所において乙に引き渡すものとする。

(かし担保等)

第11条 乙は、本契約締結後、賃貸借物件に数量の不足又はその他の隠れたかしのあることを発見しても、甲に対し既往の賃貸借料の減額及び損害賠償の請求をすることができない。

2 乙は、賃貸借物件が、その責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、当該滅失又はき損した部分につき、甲の認める金額の賃貸借料の減免を請求することができる。

(転貸の禁止)

第12条 乙は、甲の承認を得ないで賃貸借物件を第三者に転貸し、又は賃借権を譲渡してはならない。

(物件保全義務等)

第13条 乙は、賃貸借物件を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

2 乙は賃貸借物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負わなければならない。

(委託の禁止)

第14条 乙は、甲の承認を得ないで本契約に基づく自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託してはならない。

(通知義務)

第15条 乙は、賃貸借物件の全部又は一部が滅失又はき損した場合は、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

(商品等の盗難又は毀損)

第16条 甲は、設置された自動販売機並びに当該自動販売機で販売する商品及び当該自動販売機内の金銭の盗難又は毀損について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(実地調査等)

第17条 甲は、賃貸借期間中、必要に応じて、乙に対し賃貸借物件や売上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。

この場合は、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第18条 乙は、第4条に定める期間中に、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。ただし、事情やむを得ないものであると甲が認めたときは、この限りでない。

(1) 第3条に定める義務に違反したときは、違反時の賃貸借物件の時価の3割に相当する金額

(2) 前条に定める義務に違反したときは、違反時の賃貸借物件の時価の1割に相当する金額

2 前項に規定する違約金は、違約罰であって、第24条に定める損害賠償の予定又はその一部としない。

(契約の解除)

第19条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、賃貸借物件を県又は公共団体において、公共用、公用又は県の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたときは、本契約を解除することができる。

3 乙は、第4条に規定する賃貸借期間にかかわらず、本契約を解除することができる。

(反社会的勢力の排除)

第20条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除できる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙の委託業務の処理が不相当と甲が認めたとき。

(3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）

が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。

(賃貸借物件の返還及び返還時の補償)

第21条 賃貸借期間が満了したとき又は第19条の規定により本契約の解除があったときは、乙は、甲の指定する期日までに、賃貸借物件をその所在する場所において甲に返還しなければならない。

- 2 乙は、第19条第1項及び第3項の規定により賃貸借物件を返還することとなったときは、返還に関していかなる名目があっても甲に対して求償することができない。

(原状回復義務)

第22条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、自己の負担において賃貸借物件を原状に回復しなければならない。

ただし、甲が適当と認めたときは、この限りでない。

- (1) 乙の責に帰する事由により、賃貸借物件を滅失又はき損したとき。
 - (2) 前条の規定により賃貸借物件を甲に返還するとき。
- 2 乙は、前項の規定により賃貸借物件を原状に回復するときは、甲の指示によるものとし、甲の指定する仙北警察署員の検査を受けなければならない。

(賃貸借料の清算)

第23条 甲は、第19条第2項の規定により本契約が解除された場合に限り、当該年度の未経過期間にかかる賃貸借料を返還するものとし、賃貸借期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって算定し、なお、その期間が1月未満であるとき又は1月未満の端数があるときは日割りをもって算定した額とする。

(損害賠償)

第24条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときはその損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

- 2 甲が第19条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じた場合であっても、乙は、甲に対しその補償を請求できないものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第25条 乙は、第21条の規定により賃貸借物件を返還するときは、乙が賃貸借物件に支出した必要費及び有益費その他の費用があっても、乙はこれを甲に請求することができない。

2 甲の承認の有無にかかわらず乙が施した造作については、本契約の終了の場合において、乙は、その買取りの請求をすることができない。

(契約の費用)

第26条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第27条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(管轄裁判所)

第28条 本契約に関する訴えの管轄は、秋田県警察本部を管轄区域とする秋田地方裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 3 年 3 月 日

貸主 甲 仙北市角館町西野川原 3 4 - 6
仙北警察署長 佐藤 正志 印

借主 乙

印